明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

(七) 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）
(八) 咽頭異物摘出術
(九) 顎関節脱臼非観血的整復術
(十) 血管露出術
(4) 第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるもの
(一) 静脈麻酔、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔
(二) 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入
(5) (1)から(4)までに掲げるリハビリテーション、処置、手術又は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション、処置、手術及び麻酔

二十四　指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
次のイからハまでのいずれにも適合している利用者
イ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
ロ　利用者又はその家族等の同意を得て、当該利用者の介護に係る計画が作成されていること。
ハ　医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。

二十五　指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者
イ　次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者
(1) 車いす及び車いす付属品　次のいずれかに該当する者
(一) 日常的に歩行が困難な者
(二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品　次のいずれかに該当する者
(一) 日常的に起きあがりが困難な者
(二) 日常的に寝返りが困難な者
(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器　日常的に寝返りが困難な者
(4) 認知症老人徘徊感知機器　次のいずれにも該当する者
(一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
(二) 移動において全介助を必要としない者
(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）　次のいずれかに該当する者
(一) 日常的に立ち上がりが困難な者
(二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
(6) 自動排泄処理装置　次のいずれにも該当する者
(一) 排便において全介助を必要とする者
(二) 移乗において全介助を必要とする者

二十六　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注2の厚生労働大臣が定める状態
第四号に規定する疾病等
二十七　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注9の厚生労働大臣が定める状態
第六号に規定する状態

二十八　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注9の厚生労働大臣が定める区分
イ　特別管理加算(I)　第六号イに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合
ロ　特別管理加算(II)　第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合

二十九　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める状態
第八号に規定する状態

三十　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
第十三号に規定する利用者

三十一　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助
第十四号に規定する入浴介助

三十二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のハの注の厚生労働大臣が定める登録者
イ　認知症加算(I)を算定すべき利用者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者
ロ　認知症加算(II)を算定すべき利用者
要介護状態区分が要介護二である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの

三十三　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
次のイからハまでのいずれにも適合している利用者
イ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
ロ　利用者又はその家族等の同意を得て、当該利用者の介護に係る計画が作成されていること。
ハ　医師、看護師（指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）の職員に限る。）、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。

三十四　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者
日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

三十五　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
第二十四号に規定する利用者

三十六　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）
視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者